

大玉村産米ブランド化PR事業委託仕様書

1. 業務の名称

大玉村産ブランド化PR事業

2. 業務の目的

大玉村の基幹産業である農業において、主品目として位置付けている水稻（米）の魅力を向上させ、村産業の活性化に資することを目的とする。

大玉村は古くからおいしい米の産地として定評があり、このことを科学的に証明するため福島大学食農学類にて村産米の食味等分析調査を5年間実施し、良食味米であることの結果を導き出した。これらを活用してブランド化を進めるにあたり、村産米のイメージを牽引する「高い基準での栽培方法及びの食味値を定めたフラッグシップ米」（以下、「ブランド米」とする。）の生産販売をすすめていく。本業務はこのブランド米の発表を通し、米どころとしての大玉村の知名度を向上させ、高付加価値により米農家の所得向上に寄与することを目的とする。

3. 関係法令及び条例の遵守

業務にあたっては、大玉村財務規則の定めるもののほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

4. 経費

委託金額は、8,624,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 委託期間

契約した日の翌日から令和8年1月30日までとする。

6. 委託の場所

大玉村及び事業を実施する箇所等

7. 守秘義務

受注者は、本業務で取り扱った情報等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 業務内容

(1) 本事業の遂行にあたり、次のイベントの実施及び内容を含むものとする。また、開催場所及び開催方法の選定について最も効果的なものとする。

ア 発表会：各種報道機関（以下、「メディア」とする。）等を対象とした発表会を実施する。大玉村がおいしい米の産地であり、福島大学の分析調査等を踏まえたPR効果の高いプレゼンテーション内容とし、ブランド米以外の大玉村産米及び大玉村の知名

度が飛躍的に向上する内容とする。有識者として、本村米ブランド化の調査研究に携わった福島大学食農学類教授 農学博士「新田洋司氏」を解説者として招聘する。講師謝礼について予算に含むものとする。

イ 試食会：ブランド米の試食会の実施：（例として料理家や米ソムリエ等による）ブランド米の美味しさの特徴や適した調理方法等について解説する内容とし、メディアやインフルエンサーが効果的な取材及び魅力的な撮影ができるように工夫すること。なお、発表会と同時開催を基本とすること。

ウ 表彰式：ブランド米の名称公募の表彰式を実施する。入賞者5名（愛知県名古屋市、東京都調布市、栃木県宇都宮市、栃木県大田原市、福島県会津若松市）の交通費について予算内に含むものとする。なお、最優秀の入賞者（愛知県）の出席が叶わない場合においては、期日を改めて開催する。

（2）対象メディア及び取材案内（プレスリリース）等

ア 対象メディアは、テレビ、新聞、Webメディア、ラジオ、雑誌等とするが、特に影響力が期待できるメディアの取材に繋がるように配慮すること。

イ 発表会等の開催概要や取材申し込み方法等を記載したメディア向け取材案内（プレスリリース）を作成し、開催日の10日前には対象メディアに送付又は送信すること。

ウ 取材案内及び対象メディア一覧については、送付又は送信の3日前までに案を提示し、協議を行うこと。取材申し込みのあったメディアを取りまとめ、発表会開催前に提出すること。

エ 本事業に興味のある層へ影響力のあるインフルエンサー等を招き、当該インフルエンサーが発信しているSNS媒体において、大玉村の米の魅力の掲載を図ること。なお、招聘するインフルエンサーについては、効果が期待できるよう、発信媒体、フォロワー数（原則5万フォロワー以上）、村との関係性、投稿事例、招聘費用、投稿予定時期などを事前に大玉村産米ブランド化推進委員会（以下、「委員会」とする。）に示し協議すること。

（3）発表会等における実施事項

ア 発表会等及び今年度のPR推進に活用可能なパンフレットを作成する。パンフレットの内容は、ブランド米の特徴、大玉村の自然環境や水利等が米の生産地として適していることの歴史背景などを基に、福島大学における分析調査の結果等が反映された、ブランド米及び大玉村を効果的にPRできる内容とすること。

イ ブランド米の現在までの取り組みや研究結果等、出席するメディアやインフルエンサー全体へ説明する場を設けること。

ウ 事業実施の会場には必要に応じステージやタイトルパネル等を設置し、効果的なメディア露出が可能となる設営とすること。

（4）その他

ア 事業に係る進行管理を行い、必要に応じてイベント開催に必要な物品の調達やスタッフ等の手配を行うこと。

イ 事前に委員会と協議し、発表会等の運営マニュアルや進行台本、会場レイアウト図、タイムスケジュール表等の必要書類を作成すること。

- (5) 上記(1)～(4)において、大玉村及び委員会との情報共有を図りながらすすめるものとする。

9. 実施体制

受託者は、本事業実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、大玉村及び委員会との連絡調整窓口となること。報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合及び申し入れ事項があった場合については速やかに対応すること。また、必要に応じて会場・業務分担ごとに責任者を置くなど、円滑な業務運営に努めること。

10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書（以下事項を記載の事）

ア 事業開催結果概要（開催日時、場所、提供品、来場メディア、招聘者、主催側出席者等が確認できるもの）

イ 事業開催の様態を撮影した画像及び動画

ウ 事業を開催したことによるメディアの露出実績及びインフルエンサーの投稿実績等

(2) 本事業で作成したPR資材等及びデザインデータ

(3) 上記データを収めた記録媒体（提出方法やデータ形式については別途指示する）

11. その他

業務の過程において疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

12. 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に大玉村暴力団排除条例（平成24年3月16日施行以下「排除条例」という。）第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。
- (2) 受注者は、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当し、本村から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約下請若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。